

資料3

第1章 支え合い・活気あふれる「健康なまち」

第1節 誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実

[1・1・2～3] 地域福祉の推進～高齢者支援の推進

AGING IN PLACE—住み慣れたところで自分らしく老いる—

地域福祉の理念である。「住んで良かった街」にはコミュニティの形成がある

協働し交流する街、勉強する街、四季の散策道、緑の都市空間、生き甲斐を感じる街で

誰もが「お世話をかけず元気にこの街・我が家で暮らしたい」と願っている。

自宅介護と気軽な近所見回りに、頼み易く・頼まれ易い「地域サービス券制度が良い」と思う。

第2章 安全・安心「快適なまち」

第2節 暮らしを支える都市基盤の整備

[2・2・1] 「市街地整備の推進」

コンパクトシティ習志野を目指す「都市マスタープラン」・「都市基盤整備計画」及び「公共施設再編」等は、市内の要所を占める「市街化調整区域整備計画」が全ての原点である。

市街化調整区域の農家・地権者に対し「生産性のある具体的な提案*」が優先されるべきである。

「JR 津田沼南口周辺開発に於ける全体計画」は、余にも開発事業者に支配されてしまった。

行政の企画・計画力が問われている。

[2・2・2] 「住宅施策の充実」

市営住宅のみならず、45 年を経た UR 袖ヶ浦団地「賃貸住宅約三千戸の再生計画」は習志野市と住民が協力し UR に対し「持続する街」を提言する。(*具体策有り)周辺商店街活性化も図られる。

[2・2・3] 「道路交通施策の推進」

「市街化調整区域整備計画」は「緑と水の東西南北軸」・「コミュニティバスレーン」市民期待の「生活道路網の整備」である。「長期基本計画」の最重要課題として早期完成を期待する。

第3節 自然と調和する環境づくりの推進

「ハミングロード」と合わせ《水と緑のまち宣言》をすべきである。

習志野市の街路樹選定は計画性が無かった。街中の緑化は何よりも潤いをもたらす。

第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」

[3・1・1] 子育て・子育ての支援

幼保一元化として 4 ヲ所の市立「こども園」整備、既存市立保育所・幼稚園の私立化と支援拠点、こどもセンター・キラットルーム・子育てふれあい広場等々 様々な施策がなされているが、

「保育ニーズの多様化」と「放課後児童会」等には地域コミュニティとの関連が基となる。

小学校を拠点とする「コミュニティ協議会」・「高齢者の集い」は「児童図書館」等を含め、地域と児童の交流の場となり、子育て～高齢者世代の開放的な地域コミュニティ活動拠点として、それらのサポートに当たるだろう。

[3・2・1] 「信頼を築く習志野教育の伸展」

今後 10 年を待たず「日本の教育環境」は変革する。その波は全国から始まっている。

其々の自治体毎に教育委員会及び幼児保育、児童教育、小・中一貫教育等の在り方が見直される。

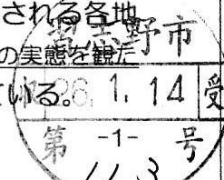
習志野市《文教住宅都市宣言》はその理念を喪失した。先進教育の事例を含め研究すべきである。

[3・3・1] 「生涯学習のまち習志野の推進」

武蔵野市には地域コミュニティづくりの拠点として、公設民営 20 ヲ所のコミュニティセンターが整備され「自主参加、自主企画、自主運営」の自主三原則に則って市民によって組織される各地域の「コミュニティ協議会」によって運営されている。H23/12 月完成の(コミセン)にその実態を鑑み

「市立図書館・生涯学習・スポーツ振興」第 4 期基本構想・長期計画は 10 年を掛けている。

これ等先進市を早急に見習うべきである



Ⅲ-2 自立的都市経営の推進

～経営改革大綱の策定とその目的及び基本理念～

《ベッドタウンで最も恵まれた地勢・コンパクト習志野の市民満足度と持続可能な財政改革》

～本市が目指す経営改革の基本的な考え方～

経営改革の基本理念

1 経営資源の有効活用による最適な行政サービスの提供 → 市民の声を聴くこと

地方分権・地域主権改革の進展や市民ニーズの多様化といった変化には

行政主導型（お上主導）→ 住民主導（市民主権）を理念にした行政サービスが必要である。

2 持続可能な財政構造の構築 → 発想の転換—協働型社会構築の理念の基に

健全財政を目指し市民満足度とのバランスを図り、あらゆるコスト削減・経営改革は当然である。

それには、確かな将来都市構想[都市マスタープラン]を掲げ、地域コミュニティの醸成をすすめる市民参加型による[公共施設再生]を図るべきである。

3 協働型社会における自治体経営の推進 → 行政主導型体制の変革を

「協働型社会の構築」の本質が理解されぬまま 念仏的に唱えられてきた。

これからは 行政主導型体制の変革と市民主権型コミュニティ形成の時代である。

町会組織 → 自主参加、自主企画、自主運営を三原則とするコミュニティ協議会の形成。

地方行政 → 市民サービス業務に徹する。

市議会 → コミュニティ協議会を代表し行政に対し提言とその運営を明確に監視する。

重点プロジェクト1 公共施設の再生

第1節 目標

(1) 基本方針

将来都市像は市民満足度《コンパクトで変化ある地勢を如何に魅力ある都市にするか》にある。

市民広場を囲む市庁舎・シビックセンターを核として、四箇所の地域学習拠点・各小・中学校及び地域活動拠点は、公設民営化のもと、企画・運営等を地域コミュニティ協議会に委託する。

(2) 施策の方向

危険な施設、使用可能施設等の緩やかな改築・再編は、地域コミュニティの「自主参加、自主企画、自主運営」三原則のもとに進める。

第2節 施策内容

1) 公共施設再生に向けた推進体制の整備 → 行政主導型体制の変革

●公共施設の大半は学校施設である。耐震補強後の校舎は「スルトソインフィルに依る改修部と解体部」及び学級編成・地域交流の在り方など、地域住民を交え慎重に再考慮すべきである。

2) モデル事業の取り組み → 短期事業ではなく将来都市像を決定付ける中核施設である筈だ。

●大久保地区公共事業再編：既存施設の老朽化・改築は急を要するが、整理統廃合はあり得ない。既存図書館を増改築し地域学習拠点モデル施設とする。中央公園は市民憩いの広場として緑化整備、中途なスポーツ施設と勤労会館改修、駐車・駐輪場などを充実すべきである。

●市民の宝 4.7 畧の市有地は「地区計画」の基、将来都市像の拠点施設として新庁舎等建設基本計画がされるべきである。市民公園広場を囲み 市庁舎、市民交流センターの核として市民会館、健康センター、中央図書館、消防本部（現在位置増改築）等で[シビックセンター]を構成する。

3) 各施設所管課の調整及び連携 → 全て[市民協働型社会]構築に依る。

重点プロジェクト2 財政健全化

●[市民協働型社会]の基 市民監視機能を有効にする。

重点プロジェクト3 協働型社会の構築

●自治基本条例・まちづくり条例の制定 が基本になる。

以 上

平成26年 1 月14 日

1. 「Ⅰ. 財政計画(P3)」について

私は、予算の裏付けを伴う「実施計画」が「基本計画」に基づいて策定されることを考えると、財政計画は「基本計画」策定の重要な前提条件の一つであると考えています。そして、行政も、財政計画を「基本計画の事業展開における基礎」と位置付けており、これは私の考えと同一の視点を有しているものと思います。

しかし、ここに示されている財政計画は経常的経費だけであり、既に多額の事業費を必要とする事業として、「公共施設再生計画(第1期約 240 億円)」、「溶融炉の劣化対策(60 億円)」や「文化ホール改修(15 億円)」などが明らかになっていることを考えれば、「普通建設事業費」を除く財政計画ではほとんど意味がなく、「基本計画の基礎」の役割を果たしていないことは明白です。

また、この様な不完全な財政計画をベースにして策定された「基本計画」が、その実効性を本当に担保できるのか甚だ疑問です。

行政は、本年度末までに、それらの事業費などを精査するとしていますが、このような不完全な財政計画をベースにした「基本計画」を提示して、市民にどのような精査と評価を期待しているのか理解できません。

そこで、以下に質問と意見を記述しますので、上述の私の考えよく理解した上で回答をしてください。

- (1) 財政計画を「基本計画の事業展開における基礎」と位置付けていますが、提示された経常的経費だけの財政計画では、私は、「基本計画の基礎」の役割を果たしているとは思えません。行政は、この財政計画がその役割を果たしていると考えているのですか。また、何故、このような不完全な財政計画をベースに「基本計画」の策定を行ったのですか。
- (2) 経常的経費の範囲の財政計画しか提示できず、普通建設事業費を含めた財政計画が提示できないのは、行政の責務を果たしているとは言えません。何故、普通建設事業費を含めた財政予測ができないのですか。そして、どうすればできるのですか。
- (3) 「Ⅲ-1 将来都市像を実現するための 3 つの目標(P6)」に網羅的に記述されている内容は、財政計画の裏付けがあって始めて「実施計画」として実効性が担保されます。この様な不完全な財政計画で、「実施計画」の実効性をどの様に担保するつもりですか。
- (4) 普通建設事業費を含めた財政予測に基づく財政計画を作成し、それを前提とした「基本計画」を提示して、市民に意見を問い直すことが、「住民主体のまちづくり」を目指す行政の務めです。そのためには、「前期基本計画」の策定時期を遅らせることも考え、再提示すべきです。

2. 「Ⅲ-1 将来都市像を実現するための3つの目標(P6)」について

各章ごとにきめ細かな計画(節-項-号)が立案されていますが、全て定性的な表現です。これでは、市民には、各「号」の課題が本計画の取組み内容によってどの様に改善され、行政サービスがどの様に向上するのか全く分からず、取組み内容の評価ができません。

(1)行政は、「具体的な成果指標などは『実施計画』で示す」としていますが、「前期基本計画」の6年間の目標値や成果について、少なくともその方向性をこの「基本計画」で示すべきです。

(2)各「節-項-号」の主な事業の実施予定と事業費は本基本計画に記載し、「実施計画」の施策の方向性を明確にすべきです。

(3)各「節-項-号」の主な事業の実施予定と事業費に関しては、武蔵野市の「長期計画」が参考になります。本市の「前期基本計画」と武蔵野市の「長期計画」を比較して、行政は、どの様な評価をしますか。

3. 「重点プロジェクト2 財政健全化(P100)」について

(1)「重点プロジェクト2 財政健全化」と「Ⅲ-2 自立的都市経営の推進(P93)」の内容は、「第一次経営改革大綱」の策定と実施であり、同じことを言っているではありませんか。なぜ、別項目を設ける必要があるのか、行政の意図を説明して下さい。

(2)財政健全化の重要な手段として「行財政改革」があり、行政は、平成8(1996)年度以来積極的に取り組んできているとしています。その取組みの中で、従来、行財政や経営改革に関する計画の策定と推進状況を審議する機関の一つとして「行政改革懇話会(後に、経営改革懇話会)」という市民を委員とする第三者機関がありましたが、現在はありますか。

何故、従来設置していたような第三者機関などを設けて、広く市民からの意見を聞こうとしないのですか。また、その様な機関の設置の考えは持っていないのですか。

4. 「公共施設再生計画」の計画期間について

「公共施設再生計画」の計画期間が「平成26年度～平成37年度」となっている(P68,P98)が、現在、資産管理室が策定している「公共施設再生計画」の計画期間は「平成26年度～平成50年度」です。「平成26年度～平成37年度」では、「公共施設再生計画」の「第1期と第2期」であり、「第3期(H38～50年度)」がないこととなります。資産管理室が示している計画期間に合わせるか、「公共施設再生計画」は「第3期」もあることを明記すべきです。

以上